

# 草津市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

## 1. 日 時

平成 20 年 1 月 10 日（木） 10：30～12：00

## 2. 場 所

草津市役所 8 階大会議室

## 3. 出席者

〔委員〕	※	◎天野 耕二	○青木 和子	金谷 健	大村 久雄
		水嶋 清嗣	妹尾 志郎	坪田 貴尋	権田 五雄
〔事務局等〕		中島 直樹	田村 雅男	松田 政義	森 安幸
		堀口 深	木村 博		

※◎会長、○副会長

## 4. 議 事

### ○会長

ただ今より第 9 回目の草津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。  
まず、最初に市の方から一言お願いします。

### ○事務局

あけましておめでとうございます。いろいろな事情があつて第 9 回の審議会が今日になりましたが、今年は、審議会で答申を出していただくこととなります。その前段としてパブリックコメントを実施しますので今日その内容を審議いただきます。

また、ごみ袋有料化の減免にかかわって先進地の事例を調べたので報告いたします。

あわせて、昨年 10 月議会で資源物持ち去り禁止条例を制定したのでその内容も報告します。

公募委員の田中さんが転出により辞職されたので現在公募委員の選定を行っています。

委員の皆さんの任期は、1 月 30 日までとなっておりますが、審議会の答申を今の委員で出していただきたいので再任をお願いします。

### ○会長

当初のスケジュールより少し遅れていまして、今年の 3、4 月でパブリックコメントが実施され、その後審議会の答申が出される予定ですので委員の再任の件、私からもよろしくをお願いします。

本日の議事は、3 点ありますが、1 番の資源物持ち去り禁止条例と 2 番の有料ごみ袋の

減免制度の調査結果については、報告事項ということで、今日は、主に3点目のパブリックコメント案について審議していきます。それでは議事の1について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

1番の資源物持ち去り禁止条例について説明。

以前、審議会において、古紙の行政回収を実施するのであれば資源物の持ち去り防止対策が必要である旨の意見をもらっていました。また、平成19年に市で回収している金属が前年度比で30%以上減少しました。そこで、何らかの対策が必要ということで10月議会で条例改正を提案し、可決されたのでその内容を説明します。

改正理由は、ごみ集積所から資源物を持ち去る際に、騒音が発生したり、集積所が荒らされたり、注意した住民に対して暴言を吐いたり、車を急発進させるなど迷惑行為が多く、苦情が市役所に寄せられました。また、金属については、市でも売却し、その代金をごみ処理費に充当していますが、この収入が減ることにもなってきました。そこで今回、条例を改正し、ごみ集積所から資源物を持ち去る行為を禁止しました。

条例内容は、集積所に出されたごみを市の委託業者以外が持ち去ることを禁止し、禁止行為を行った者に対しては、中止命令を出し、止めさせることができるようにしたものです。また、中止命令に従わず、禁止行為を繰り返した場合は、氏名を公表することとしました。

この条例は、8月にパブリックコメントされて、10月議会で議決、平成20年4月1日から施行となります。

昨年の12月にパトロールを実施し、今年の1月から3月までの間に、持ち去り禁止看板を設置する予定です。パトロールの結果多少は、減ってきましたが、この傾向が続くかどうかは疑問です。場合によっては4月以降にもパトロールが必要となってくると考えています。

#### ○委員

「排出基準に従って」を入れた理由を教えてください。

#### ○事務局

町内会が集積所を使って行う資源回収と資源物の持ち去り行為を区別するためです。

#### ○委員

「市の収集を受けるために排出されたごみ」だけで自治会の資源回収とは区別できるのではないかと。

この規定があると逆に、排出基準に従わずに出されたごみは、持ち去ってもいいのではないかと。といわれるのではないかと。

#### ○事務局

分別されてないごみから資源物だけを持ち去ることをする者はおそらくいない。

市としては、排出基準に従わずに出されたごみまでは、責任を持たないということです。

○会長

次に議題2の有料ごみ袋の減免制度調査結果について説明願います。

○事務局

「全国都市家庭ごみ有料化アンケート調査」によると単純従量制による有料化を実施している206市のうちごみ袋の料金の減免を実施している団体は、56市、27%あった。清掃ボランティアに対しては、ほとんどの団体が減免を実施していた。このうち、50円前後に料金設定している自治体を中心に33市に対して調査を行った。

低所得世帯に対する減免は、10市。紙おむつに対する減免は、7市。剪定枝の減免は、6市、清掃ボランティア団体に対しては、32市、落ち葉については4市が実施していました。

減免の主な理由については、低所得者世帯に対しては、有料化が新たな経済的負担を求めることとなるので負担を軽減するため。紙おむつについては、減量の工夫が難しいため。剪定枝、落ち葉については、緑化推進のため。清掃ボランティア活動については、公共的なまちの美化活動のため。という内容でした。

ごみ袋を減免しないデメリットは、22市中20市は、特に問題はない。2市については、指定袋以外の袋で出されるケースがあることや他人のごみ袋の中にごみを入れるケースがあることでした。

平成17年度及び18年度実施した近畿圏4市については、いずれかの減免を実施していました。

○委員

調査は、いつ、どのようにされましたか。

○事務局

7月中に郵送で8月末までに回答を求めました。

○委員

33市全て回答があったのですか。

○事務局

はい。そうです。

○会長

清掃活動については、ほとんどの団体で実施しているようですが、具体的には、イベントなどのときに自治体で一定枚数を配布されているのですか。現在草津市の場合もそのようにされているのですか。

○事務局

はいそうです。

○会長

減免するための何か各自治体特有の事情はあったのでしょうか。

○事務局

落ち葉の減免をされている自治体については、落ち葉をそのままにしておく火災の原因となるためにされているようでした。

○会長

最後の議題のパブリックコメントについて説明願います。

○事務局

パブリックコメントは、通常、市の広報誌に掲載することとなりますが、A3の表裏の分量になったために掲載できませんので、広報誌配布時に折り込みでいく予定をしています。はじめに、パブリックコメントの実施主体は廃棄物等減量推進審議会で、答申を出すための参考とするものである旨記載しています。

「ごみの分別区分の見直し」について説明。

背景については、現在の10種類分別は、分かりにくい、古紙をリサイクルせずに焼却処理している、プラスチックの処理に労力と費用がかかりすぎている、などの問題点がありますので今回分別区分を見直します。

ごみ分別方法の主な変更点は、

- ・ 新しい分別は、①焼却ごみ類②古紙類③プラスチック製容器類④ペットボトル類⑤空き缶類⑥破碎ごみ類⑦飲・食料用ガラスびん類⑧陶器・ガラス類⑨粗大ごみ⑩乾電池⑪蛍光灯の11種類です。
- ・ 新聞、雑誌、ダンボール、飲料用パックは、新たに古紙類として収集します。
- ・ プラスチック製容器類では、容リプラだけを収集し、それ以外の硬質プラなどは焼却ごみ類として焼却処分にします。
- ・ 空き缶類では、空き缶だけを収集し、それ以外の金属類は、破碎ごみ類として収集します。
- ・ 小型破碎ごみ類と不燃物類が分かりづらいため「破碎ごみ類」と「陶器・ガラス類」に名称を変えます。
- ・ ペットボトル類、粗大ごみ、乾電池、蛍光灯については、現行どおりです。

新しい分別区分の具体例を一覧表で説明。

ごみ処理費の住民負担のあり方について説明。

現在、当市では、ごみ袋については、1世帯当り年間、普通ごみ袋104枚、プラスチック類ごみ袋30枚、ペットボトル類ごみ袋12枚を無料で配布していますが、不足する世帯については、5枚1組550円で購入していただいております。この制度を超過従量制による有料化といいます。

しかし、この制度では、世帯の人数や生活様式の違いに応じてごみ袋の配布枚数を変えることが困難なことから、ごみ袋の過不足が生じている世帯があります。

また、現在の制度では、ほとんどの人が無料でごみを出していることからごみに対する意識が高まりにくく、安易にごみを出す傾向にありました。

そこで、今回、ごみの排出量に応じた負担を市民にさせていただくために一枚目からごみ処理費用の一部を含んだ価格でごみ袋を買っていただく制度に改めようと考えています。この制度を単純従量制による有料化といいます。

この制度では、ごみを排出する際にごみ袋を購入する必要がありますことから、これまでごみを出すことに無関心だった人も関心を持つようになり、費用負担を抑えるために不要なものは買わない、過剰包装は断る、物を大切に長く使うなど、各家庭でごみを減らすためのいろいろな工夫がなされ、ごみの減量につながるものと考えています。また、古紙や空き缶、ペットボトルなどの資源ごみについては、販売店の店頭回収や地域の集団回収など無料の回収ルートへの排出が増え、リサイクルのための分別が進むものと考えます。

次に新たに導入しようと考えている有料化案について説明します。

- ① 市民の皆さんがごみを出していただく際には、市指定の有料指定袋をスーパーなどの販売店で1枚目から購入していただくこととなります。
- ② 指定袋は、ごみ処理費の約1/3程度の価格で販売することとなります。
- ③ 指定ごみ袋の容量および販売価格については、下記のとおりです。

有料指定袋1枚当たりの価格は、焼却ごみ類、プラスチック製容器類、破碎ごみ類については45Lで50円、15Lで17円、陶器・ガラス類については、15Lだけで17円となります。

有料で指定ごみ袋を買っていただくのは、焼却ごみ類、プラスチック製容器類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類の4種類となります。なお、古紙類、ペットボトル類、空き缶類、飲食料用ガラスびん類、乾電池、蛍光灯については、再資源化することから無料とします。ただし、粗大ごみについては、今までどおり有料です。

資料閲覧方法については、クリーン事業課、情報公開室、市民センター、まちづくりセンター、市民交流プラザ、市のホームページで審議会の資料等の閲覧をできるようにします。

応募方法については、応募用紙の様式は問いませんが、氏名、住所、電話番号、意見を書いて、クリーン事業課あて、持参、郵送、ファクス、Eメールで応募してください。

募集期間については、早ければ3月中に実施したいと考えています。

○委員

パブコメは、答申を出すまでに1回だけですか。

○事務局　　そうです。

○委員

そうすると答申素案という形でされるほうがよいのではないですか。

これだけの項目では少なすぎるのではないですか。先ほどの減免についても行政としてはどうしたいのかを書く必要があるのではないかと。他にも項目としては、たくさんあるのですが。収入の用途はどうするのか。今まで使ってきた袋はどうするのか。いろいろな論点があります。このパブコメが答申素案を作るためのものであるのならいいが、1回しか

パブコメを実施しないのであるならばもっと詳しいものを出すべきではないか。それと、このように考えるにいたった根拠ですが、例えば、経費の1/3といっても経費に何が含まれているのか。ごみ処理費全体の経費なのか、対象とするごみ区分の経費なのか、処理施設の建設費は含まれるのかとか。ごみは、減るのかとか。目的もはっきりさせないといけない。草津のごみの現状とか。より詳しいものを作って閲覧できるようにしてはどうか。県内の私の関わっている湖北広域では、そのように答申素案を作って実施されていますし、全国的にもそのようにされているところが多いのですが、そのようにされたらどうですか。

○会長

資料の閲覧方法で審議会の資料は、閲覧できるようになっていますが現在の時点での予定は。

○事務局

審議会の資料は、1回目から9回目まで全て載せる予定ですし、現在でもホームページ上では8回までの資料は閲覧できます。会議録も閲覧可能です。

○会長

資料や審議会でのやり取りは、見られるが、現在の審議会の答申案としてのものはないのですね。

○事務局

そのとおりです。答申にどこまで書いていただくかによって違ってくるのではないのでしょうか。例えば、京都市のように指定袋導入の具体的なあり方についてまで書いているものもあれば、有料化の導入だけを答申されているところもあります。現在、事務局で考えているのは、パブコメ案にある項目が中心になってくると考えています。後、先ほど意見がありました現在使っているごみ袋をどうするのかということや減免については、実施段階で行政が判断していきたいと考えています。具体的な住民に対する説明は、パブコメではなくて自治会単位等の説明会等での説明になると考えています。

答申で細かなことも全て決めて実施していく方法もあるのですが、今のところはそこまで考えていません。

○会長

この審議会の位置づけとしては、あまり細かいところまで出すのではなくて基本的な方向性を出して、単純従量制による有料化の導入を決めていくということですね。

具体的なことは、答申が出た後で行政が市民とやり取りしながら決めていくと言うことですか。

○事務局

その予定です。具体的な方法については、決まれば審議会へも報告をしていきたい。全てを答申の中に盛り込むのは難しいと考えています。

○会長

細かい事項は、多くあるが、これだけは、パブコメに入れたほうがよいというものがある

れば意見をどうぞ。

○委員

有料化については、お金がかかることが市民に対する影響が大きいところである。価格を決めた背景や理由を入れたらどうか。一番懐が痛むことの理由は、簡単でも入れるべきではないか。

他のところは、理解されると思う。あと、細かいところですが、サランラップは、商品名ですのでそこは少し気になります。

○委員

④のところでは無料の根拠を再資源化にしているが、プラスチック製容器類については、再資源化するのにもかかわらず有料になっている。矛盾するのではないか。

○会長

有料化するごみの内焼却ごみ類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類は、資源化しませんが、プラスチック類については、再資源化しますね。

無料の理由として再資源化という表現は、あえて入れないほうがよいかもかもしれませんね。

○委員

先ほどの話で進められることの反対はありませんが、心配するのは、この状態で市民から意見が出てきて答申を出したときに、はたして説明責任が果たせるのかということです。答申にもとづいて条例化されたときに、どのような根拠で、何をして、それに対して市民の意見を聞いたのか、と言われたときに説明が苦しいと思います。多くの自治体で有料化は議論されているので論点は出ています。これについては、本市ではこのようにすると決め、それに対して審議会としての意見を聞く、大事なのは審議会で議論されていることがオープンになっているかということです。そうしておかないと議会で大変なのではないかと思います。

今回出てきた案でパブリックコメントして答申を作ってもいいのですが、そのへんが心配です。

○会長

答申そのものは、シンプルな形で出したいということですが、前文に当たる部分には、審議会の議論とかも乗せますよね。細かい情報も。

○事務局 はい。

○委員

何を対象にするのか、お金を何に使うのか、不法投棄や不適正排出が増えるのではないかと、市民が知りたいことは、価格だけでなくいろいろな項目があると思うのですが。これらの項目に対して、このように考えるが、市民の意見はどうかと聞いたほうがよいのではないかと思います。

○会長

裏面に少しスペースがありますので、費用負担の説明を入れてはいかがですか。年間1人

当りどれぐらいかかっている、この有料化案で、この価格で販売したら4人家族で一ヶ月いくらぐらいかかるか、モデルケースでいいので少し反映していただいたほうがよいのではないですか。それに対して市民から意見をいただくというようにしたほうがよいのではないのでしょうか。

○委員

もともと有料化は、ごみ減量化とリサイクルから始まって、国の指針や県の指針に従うところなるということですが、住民にとっては、そのようなことはどうでもよくて、自分たちにどのようにふりかかってくるのかということが重要なのでそういった観点から意見を求められるといいのではないかと。

それとプラスチック製容器類は、処理コストが高いため資源化するが無料としないとはっきり言えばいいのではないかと。

○事務局

プラスチック製容器類を有料化する理由としては、処理コストが高いことと適正な分別に誘導するためです。プラスチック製容器類を無料にすると焼却ごみ類がプラスチックに混入してくることが予想されるのでそれを避けるためです。プラスチック製容器類を再資源化するところの表現方法は、修正します。

○委員

考え方はそれでいいと思います。

○委員

審議会としてパブリックコメントをするわけですが、例えば減免に関しても、このままでやるとその点については検討できていないこととなります。パブコメの意見に対しては、なんらかの回答していかなければならず、答申に反映させる、させないに関わらず議論しなければならないが、その点に関しましては、検討しませんでしたと書くことになり、あまりよくないのではないかと。次回の審議会でもこのようにしたいという答申案を出されたほうがいいのではないかと。スケジュールの関係でそのまま行うのであれば仕方がないが、追加するにしてもどう追加するのか議論がされていない。減免にしてもほかの自治体はこうしているというのはわかりましたが、草津市はどうするのか議論がないわけですか。書けないわけですか。もう1回審議会を出していただいて議論するしかないわけですか。

○会長

減免については、今日、他の自治体の状況の報告をいただいたわけですが、草津市としては、しないということであえてパブコメに載せていないということでしょうか。

○事務局

減免というのは、まさに政策減免ですので、審議会の答申の中では、生活保護世帯、子育て世帯、高齢者世帯、に対してごみ袋の有料化になったときにどうするのかといった示唆いただくような形でまとめていただくしか方法がないのかなと思っています。

減免しなさいよとか、しなくていいですよといったことは、答申の中では書けないのかな

と考えています。

答申の中身については、まずは有料化。そしてそれを減免するべきかどうかの判断は議会と相談しながら行政がしていかなければならない。

先の議会で、資源物持ち去り禁止条例や路上喫煙禁止条例を本会議に提案させていただいたが、その際もパブコメの内容を質問されましたので、答申の内容を披露しながら提案の説明をしていきました。また、パブコメを出すにあたっては、部長会や議会でこのような内容でパブコメを実施することを説明していかなければなりません。

○会長

審議会としては、ここに書いていないことも含めて、経過措置のことも、減免のことも、個人負担の中身についてももう少し細かい議論もありましたので少しは反映していただいて、広く市民の意見をいただいたうえで答申を出すということが筋になる。そういったことでこの内容では少し過不足があるのではないかというのが今日の論点ではないかと思うのですが、今日の意見を反映させてパブコメ案を少し膨らませることは可能でしょうか。

○事務局

価格を決めた根拠とか、また、今回の価格で世帯あたりどれくらいかかるかというのは、可能です。減免については、ある程度の考えを審議会で考えを示していただいて載せることになるのですが、今の段階でどの範囲まで減免をするというのを決めていただくのは難しいのかなと考えています。例えば、生活保護世帯だとか、高齢者世帯だとか、子育て世帯だとかどの世帯までするのか。減免については、パブコメに載せなかったとしても意見は出てくると考えています。パブリックコメントの意見を反映した答申案を事務局で作って次回審議会で示して議論していただければと思います。

○委員

それはそれでひとつの考え方ですので、異論はありません。ただ、結果的には同じくらい時間がかかると思います。パブコメで意見をもらってから答申案を出すとなると何回も審議会を開く必要がある。パブコメでいろんな意見が出てきたときは、無視することはできないので、1個ずつ出てきた意見に対して議論をしていかなければいけない。そうすると1回の審議会で答申を出すのは難しい。何回も審議会を開く必要がある。それぞれの項目について、今回の減免のように調べてもらう、市でこういう理由でこのようにするという資料を調べてもらって、ここで審議し修正する。そのような前提であれば、今回このような形でパブコメしていただいてもかまわない。

○委員

ポイントは、最後の答申の内容だと思います。パブコメで減免の要請がかなり出てくるとはと思いますが、それを受けて、弱者支援や育児支援の観点からなんらかの減免措置を講じるべきという旨の答申でよいのか。それとも具体的にどの方策を講じるべきであるという必要があるのか。

○事務局

そのとおりです。減免については、先進の事例をみながら、個々具体的な項目を上げて検討し減額なのか、全額免除なのか、そこまで、答申としてお出ししていただくのは難しいと思います。ある意味では、骨子になるのかなと考えています。最終的には、議会の意見を聞きながら決めていきたいと考えています。

○会長

ただ、審議会の中で、こういう意見があり、議論があった、という記録は答申に残すことにはなりますよね。パブコメの意見を見たらうえて審議会としての議論と意見の内容を答申の中に残すということでもいいのですよね。

パブコメとしては、ざっくりと広く意見を求めて、それに対して行政としての意見を答申案に反映させて、審議会が必要なところは、加筆修正する。あと1回もしくは何回か開いて答申をまとめたいです。

○委員

答申がでるまでの審議会の回数は、何回ぐらいを考えているのですか。

○事務局

次回、パブコメを受けて事務局案として答申案を出して、そこで追加修正が多くあればもう1回、意見が少なければそれを答申案としていく予定。ですから、1回か2回ぐらいの予定です。審議会の議論の状況によっては、後、数回していただくことになるのかもしれませんが。

○委員

有料の場合は、指定袋になるが、無料ごみの回収の方法は、どうなるのか。

ペットボトルが一番気になるが。

○事務局

分別が変わるので、回収方法も検討する必要があります。ペットボトルについては、ビニール袋で回収する方法と、網の袋で回収する方法があるので、そのどちらの方法がよいのか検討していきたい。

○会長

今日の意見を取り入れた形でパブコメを実施していただいて、意見の集約と答申案を次回の審議に出していただいて、審議していただくということでよろしくをお願いします。

○事務局

今ご指摘がありましたパブリックコメントの内容について、例えば、ごみ処理費用の開示、モデルケースの試算、単価の積算内容については、加筆修正してパブコメを実施したいので、修正後のものを各委員に配布して、ご了解していただいてパブコメを実施させていただきたい。それでいいでしょうか。

○会長

パブコメの最終案を郵送やメールで結構ですので全委員に配布し、1、2週間の期限を切って意見を求めて意見があれば、やり取りし、意見がなければ、そのままパブコメをして

いただくということで進めてください。

○事務局

その後、部長会、議会にパブリックコメントする協議をさせていただきますのでご了解ください。

○会長

これで今日の審議会を終了します。